5 平成 24 年 12 月 1	7日 月曜日	官	報	第5949号
○国土交通省告示第千四百六十一号 砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の 規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十 二号)第一条の規定に基づき、告示する。 平成二十四年十二月十七日 国土交通大臣 羽田雄一郎 下戸河内川 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 下戸河内川 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称 下戸河内川 を結んだ線に囲まれた土地の区域	号三十七 平成二十四年十二	登録番号 登録年月日	平成二十四年十二月十七日 特許庁長官 深野 弘行示する。 スポート では、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公さ次のとおり登録を行ったので、同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十七条の規定に基づて、作業に任う第二十二年	□ 保安林の所在場所 宮城県登米市津山町横山字小金沢一〇四の一から一〇四の三まで、一二 指定の目的 水源の涵養 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 1 主伐に係る伐採種は、定めない。 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町は、当該立木の所在する市町村に係る市町は、当該立木ののとおりとする。 3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものものとする。 3 間伐そのとおりとする。
- 一号	(代表者 長代(代表者 長代)	の代表者の氏名に法人にあっては、又は名称及び住所登録を受けた者の	同法第三十九条に例に関する法律 (
福岡県朝倉市江川 一九一五番一九一五番一九一五番一九一五番一九十二番 一九一五番一十九一五番一十七六四番 一七七八番三十七六四番 一九一七番 一九一七番 一十七八番三十七十八番三十十二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	五 原生) 原生) ボー、レーザー、 ボー、レーザー、 ボー、レーザー、 デン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は、そ 対の名称 登録を受けた者が	特許庁長官 深野 弘行同法第三十九条において準用する同法第三十四条の規定に基づき公例に関する法律(平成二年法律第三十号)第三十七条の規定に基づ	○農林水産省告示第二千五百九十八号 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第 二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。 平成二十四年十二月十七日 農林水産大臣郡司 彰 一一解除に係る保安林の所在場所 群馬県安中市松井田町坂本字霧積山一六六八(国有林。次の図に示す部分に限る。) 次の図に示す部分に限る。) 次の図に示す部分に限る。) 次の図に示す部分に限る。) 次の図に示す部分に限る。) 次の図に示す部分に限る。) 次の図に示す部分に限る。) 次の図に示す部分に限る。)
- ニー	4年 東京都港区芝 3年 3年 4年 4年 4年 4年 4年 4年 4年 4年 4年 4年 4年 4年 4年	在地の名称及び所 調査業務を行う事 が の名称が の名称が の名が の名が の名が の名が の名が ののの。	長官 深野 弘行-四条の規定に基づき公	群 ボーカラ では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、
は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	三 一 砂防法第二条の土地に係る河川の名称	○		一九一八番七地先道路敷 十一号 一九一八番五 十二号 一九一八番五 十二号 一九一八番五 十二号 一九一八番五 十二号 一九一八番五 十二号 一九一八番五 十二号 一九一八番五 十二号 三十二号までを順次結んだ線に囲まれた土地の区域 二号を結んだ線に囲まれた土地の区域 三十一号 八七番 八二番 八二番 十一号から三十 二二二番 八二番 十一号から十 一二二番 十一号から十 一二二番 十一号から十 一二二番 十一号から十 十一号から十 十一号から十 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二号 十二
ー ニニニミミミ五三三形 ーニ五ニーハニニニ県を号	は、 の の の の の の の の の の の の の	三六三九番一〇	□ 山形県長井市小出字塔婆沢 マ結んだ線に囲まれた土地の区域 でまでを順次結んだ線及び標柱一号と十九号 でまでを順次結んだ線及び標柱一号から十九 次に掲げる土地に存する標柱一号から十九	一九一番一二三六番二字車石 一六九番 字補頭 一〇六七番 字補頭 一〇六七番 字補頭 五一番 五二番 五二番 五二番 五二番 五二番 五四番 一三六九番 三十年法律第二人 で、砂防法(明治三十年法律第二人で、砂防法施行規程(明治三十年法律第二人 で、砂防法施行規程(明治三十年法律第二人 一一 砂防法第二条の土地を次の金井神北沢
受域を持一号から十二号を持二号を	N 河川の名称 - 七号		では、一号と十九号には一号から十九	(あ) () () () () () () () () ()